

在宅医療及び医療・介護 連携に関するワーキング グループについて

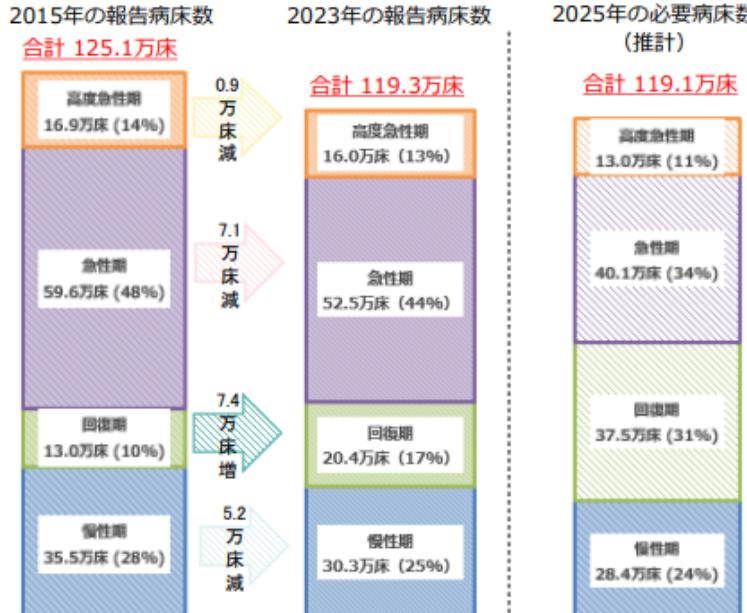
これまでの主な議論（新たな地域医療構想の基本的な方向性（案））

現行の地域医療構想

病床の機能分化・連携

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。このため、約300の構想区域を対象として、病床の機能分化・連携を推進するための2025年に向けた地域医療構想を策定。

＜全国の報告病床数と必要病床数＞



※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

新たな地域医療構想

入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、
医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ

2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の增加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。

こうした中、限られた医療資源で、増加する高齢者救急・在宅医療需要等に対応するため、病床の機能分化・連携に加え、医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）に着目し、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進。

＜新たな地域医療構想における基本的な方向性＞

地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想

85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築

病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

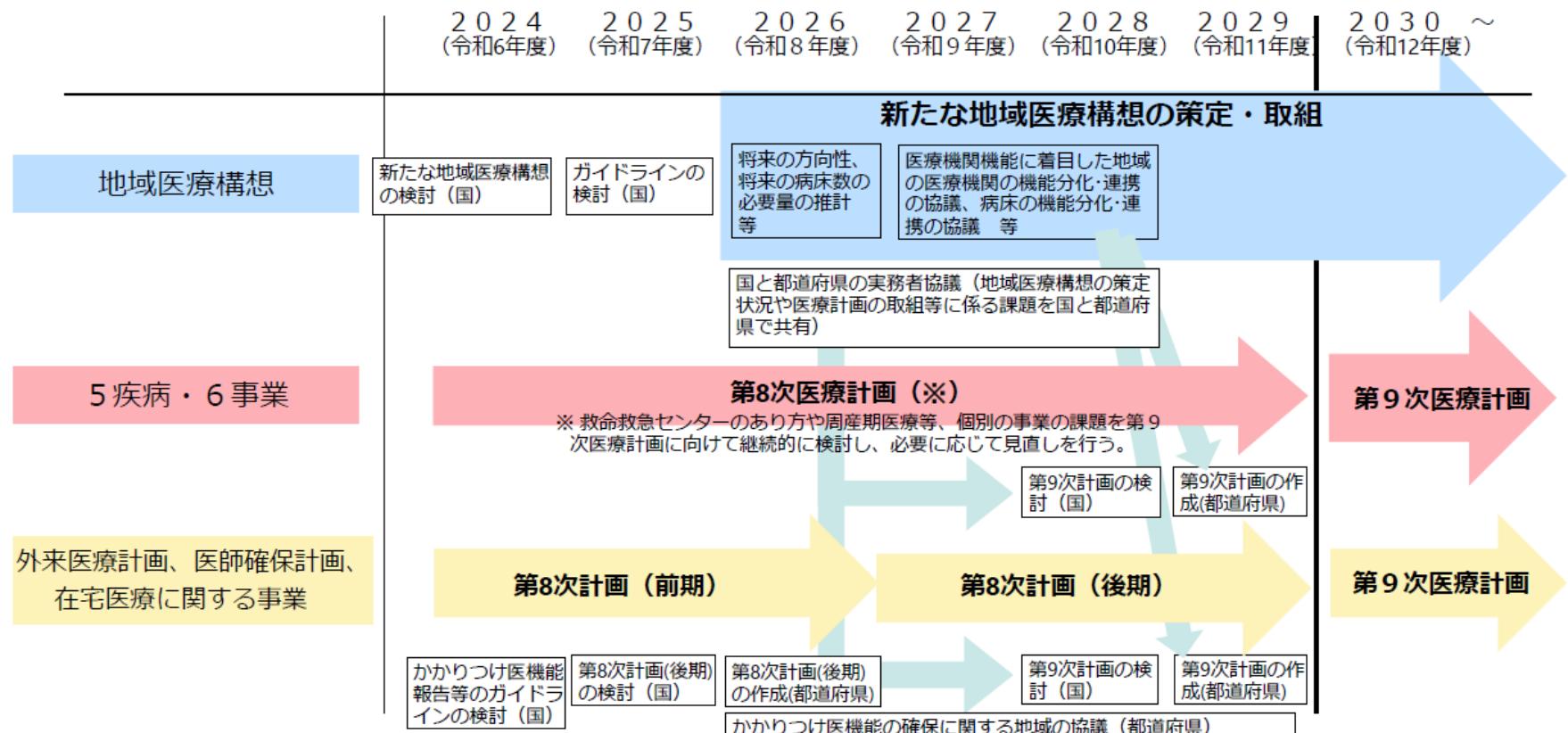
限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現

医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて、生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

※ 都道府県において、令和8年度（2026年度）に新たな地域医療構想を策定し、令和9年度（2027年度）から取組を開始することを想定

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- ・地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
(⇒新たな地域医療構想の具体的な内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- ・医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- ・医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- ・外来医療計画に関する事項
- ・その他本検討会が必要と認めた事項



連携

その他5疾患等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

【検討事項】

- ・在宅医療に関する事項
- ・医療・介護連携に関する事項 等

救急医療等に関するWG

【検討事項】

- ・救命救急センターに関する事項
- ・救急搬送に関する事項 等

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

【検討事項】

- ・小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

災害医療・新興感染症医療に関するWG

【検討事項】

- ・災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事案等への対応 等

検討会スケジュール (各WGは必要に応じて順次開催)

- | | |
|--------|--|
| 7月～ | 議論の開始 |
| 秋頃 | 中間とりまとめ |
| 12月～3月 | とりまとめ
→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出 |

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討

在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループの今後のスケジュール

＜ワーキンググループのスケジュール（現時点でのイメージ）＞

令和7年	9月	9月24日 ○ 第1回ワーキンググループ
	～12月	年内議論
令和8年	～1月頃	○ とりまとめ ○ 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会への報告

第1回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ	資料2
令和7年9月24日	

在宅医療及び医療・介護連携に関するWGの検討事項

- 在宅医療・介護との連携について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものについては「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」で議論し、本WGにおいては、令和9年度から開始される第8次医療計画（後期）に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」の必要な見直しに係る事項について議論することと整理されている。
 - 本WGにおいては、具体的には、令和6年度から各都道府県で実施されている第8次医療計画（前期）において位置づけることとした「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の設定状況や多職種連携等の状況についての現状を踏まえた検討が必要。
 - このほか、新たな地域医療構想における医療・介護連携に関する事項について、検討会において、協力医療機関と介護保険施設・高齢者施設等やその他の連携についての具体的な事項については本WGにおいて検討し、介護との連携について、関係者が参考とすることできるよう、知見を集積し共有することと整理されており、こうした事項についての検討も必要。
- ※ 令和12年度から開始される第9次医療計画については、新たな地域医療構想に係るガイドライン等の方向性を踏まえつつ、本格的な議論が必要。

＜具体的な検討事項＞

今後、「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、新たな地域医療構想の策定に向けた医療機関機能や構想区域等に関する議論が進められることとなるが、本WGにおいては、第8次医療計画（後期。R9～）に向けて、第8次医療計画（前期）における課題等を踏まえた「在宅医療の体制構築に係る指針」の見直しを行うため、以下について検討を行うこととしてはどうか。

- 第8次医療計画（前期）における取組を踏まえた、第8次医療計画（後期）における在宅医療提供体制の整備
 - 各都道府県において「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を設定する際の考え方
 - 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割の明確化と連携のあり方
- 質を担保した効率的な在宅医療の提供のあり方
 - 協力医療機関と介護保険施設・高齢者施設等の連携を含めた、更なる医療・介護の連携
 - 在宅医療に関わる多職種の役割や連携の充実
- 在宅医療における災害時の対応

なお、医療ソーシャルワーカー（MSW）の業務指針について、平成14年より改訂されておらず、MSWの業務は在宅医療の円滑な提供にあたって重要と考えられることから、業務指針の改訂についても本WGで議論することとしたい。

在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ 開催要綱

1. 目的

- 85歳以上の高齢者の増加等に伴う在宅医療の需要の増加が見込まれる中、質の高い在宅医療を効率的に提供できる体制を構築するため、多職種での連携や介護との連携を含めた今後の在宅医療の在り方について、介護保険事業（支援）計画および障害福祉計画等の関連する計画と整合性を確保しながら検討する必要がある。
- 本ワーキンググループは、医療計画における在宅医療及び医療・介護連携の推進等に向けて必要な事項について議論することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 医療計画における在宅医療及び医療・介護連携の体制整備の取組
- (2) その他在宅医療及び医療・介護連携に係る施策の実施に必要な事項

3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局地域医療計画課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4. 運営

- (1) 医政局長がワーキンググループを開催する。
- (2) ワーキンググループは原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、構成員の申し合わせにより非公開とすることができます。
- (3) 資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) 検討過程及び検討結果について隨時、地域医療構想及び医療計画等に関する検討会において報告・議論を行うこととする。
- (5) ワーキンググループの庶務は、医政局地域医療計画課において処理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ 構成員名簿
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属・役 職
荒井 秀典	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 理事長
大浦 由紀	一般社団法人全国介護事業者協議会 副理事長
北原 加奈子	広島県健康福祉局 局長
坂本 泰三	公益社団法人日本医師会 常任理事
島田 潔	一般社団法人全国在宅療養支援医協会 常任理事
杉山 知実	愛知県東栄町役場福祉課 高齢介護係長
鈴木 邦彦	一般社団法人日本在宅療養支援病院連絡協議会 会長
瀬戸 雅嗣	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長
田母神 裕美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
知浦 太一	奈良県生駒市地域医療課 課長
中島 朋子	一般社団法人全国訪問看護事業協会 常務理事
野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授
野村 圭介	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会 会長
松崎 俊久	全国健康保険協会 企画部長
村杉 紀明	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
村松 圭司	千葉大学医学部附属病院次世代医療構想センター 特任教授
山口 浩志	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事